

県民の絆

2017

VOL.

52

暴力団追放三不運動

ワン
+1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

御燈明

御神前

納奉

水天宮船太鼓



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター

神社・仏閣シリーズ／全国総本宮 水天宮（福岡県久留米市瀬下町）

ご挨拶

公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 藪 正孝



皆様におかれましては、平素から福岡県暴力追放運動推進センターの活動に、ご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

暴力団は「消滅」するのか

昨年末の暴力団構成員及び準構成員等の数は、全国、福岡県内、何れも統計上、最低を更新しました。先日、暴力団関連の著書が多い溝口敦という方が、「遠からず暴力団全体が総会屋の運命をたどろう。実質、消滅である」と書いておられました。「遠からず」というのは、「近いうち」ということです。実現すれば、本当にすばらしいことです。

しかし、暴力団は簡単には「消滅」しないでしょう。理由の一つとして、我が国の組織犯罪対策法制、特に取締り関連の法的制度が、世界標準に達していなかった点があります。

「テロ等準備罪」と国際組織犯罪防止条約

6月15日、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が成立しました。

テロ等準備罪は、突然登場したわけではなく、既に過去3回、国会で審議されています。

組織犯罪と戦うための国際的枠組みである国際組織犯罪防止条約（TOC条約）が平成12年（2000年）に国連で採択されました。既に187か国が批准しています。

TOC条約成立後、米国の同時多発テロが発生するなど、国際テロが深刻化しました。暴力団による市民への襲撃事件も、テロリストによる事件も、同じく組織的犯罪です。

同条約の締結は、平成15年に国会で承認されましたが、未だ批准されていません。

TOC条約では、条約締結の条件として、組織的な犯罪集団への参加罪か、重大な犯罪を行うことの合意罪（共謀罪）の立法化などが求められています。また、我が国では未だ法整備が不十分な、「証人保護」、「被害者保護」に対する取り組みも求められています。

同条約では、合意罪について、長期が4年以上の懲役・禁錮となる犯罪を対象とすることを求めており、どのような犯罪を対象とするかなどが問題となりました。

今回、成立した改正法では、①犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定、②対象犯罪を277罪に、③計画だけではなく実行準備行為を必要とする等の修正が行なわれました。

今回の「テロ等準備罪」については、「治安維持法の再来」と

か、「一億総監視社会になる。民間団体、労働団体も捜査対象になる」等と強く反対する方々がいます。

ただ、警察に闘えるだけの武器を与えることと、警察がそれを使うこと、まして乱用することは異なります。戦前の警察ではありません。国民も、その目は節穴ではありません。

暴力団対策法が制定、施行されたときも、「暴力団対策法は組合活動や政治活動にも適用される」という主張がありました。新左翼と新右翼合同による反対運動、派手な服装の「極道の妻たち^{おんな}」による反対デモもありました。

暴力団対策法が施行され、4分の1世紀が経過しました。暴力団以外の団体が指定されたり、規制されたことは、ただの一度もありません。これからもないでしょう。

「後戻りのための黄金の橋」

福岡県警による地道な捜査により、工藤會トップらによる凶悪事件が検挙されました。その多くで、実行犯人など末端暴力団員が自ら罪を認め、正直に供述しているようです。ただ、現行法では、被告人が正直に認めても、簡単には刑を軽くすることができません。

来年6月までに、改正刑事訴訟法による「協議・合意制度」が実施されます。組織的薬物犯罪等で、指示者や他人の刑事事件について真実を供述した場合など、求刑を軽くしたり起訴猶予等が可能となります。ぜひ、組織的殺人等への適用をお願いしたいと思います。

刑法の中止未遂は「後戻りのための黄金の橋」と呼ばれています。実行着手後、自らの意思で犯罪を中止し未遂となった場合、刑は必ず減刑又は免除されます。

今回の改正組織犯罪処罰法では、テロリストや暴力団員が、実行着手前に自首したときは、中止未遂同様に刑が減刑又は免除されます。「黄金の橋」が一つ増えます。

市民が被害にあう前に、暴力団員等が加害者となる前に、事件防止が可能となります。

福岡県では、県民、行政、警察一体となった暴力団対策が着実に効果を上げています。しかし、彼ら暴力団側は首をすくめて、嵐が過ぎ去るのを待っています。

暴力団の存在しない福岡県を目指し、当センターでは与えられたその任務を着実に遂行してまいります。引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

福岡県警察本部
暴力団対策部長 鈴木敏夫



県民の皆様におかれましては、平素から警察業務各般、とりわけ暴力団排除活動につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことに対し、心から御礼申し上げます。

平成26年以降、工藤會に対する波状的な検挙や県を挙げての暴力団排除意識の高まりなどにより、昨年中に暴力団から離脱した者は過去最多となったほか、県民、事業者の方々からの情報提供が増え、更に事件検挙が進むという環境が生まれつつあります。

暴力団対策が大きく進展している今こそ、暴力団排除活動、暴力団との決別を進めていく絶好の機会であります。

他方、県内に全国最多の5つの指定暴力団が主たる事務所を置いている状況に変わりはないほか、対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組の動向についても注視していく必要があるなど、暴力団情勢は予断を許しません。

県警察では、県民の皆様の安全を確保した上で、今後も手を緩めることなく暴力団の壊滅に向けた取締りと暴力団排除活動を継続するとともに、暴力団員の離脱、就労支援を促進するなど、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

福岡県暴力追放運動推進センターを始め、県民の皆様方の一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、県民の皆様方の御多幸と御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

事業報告

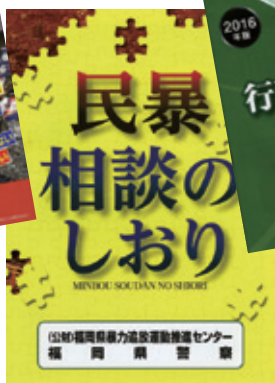


平成28年度の活動状況

(公財)福岡県暴力追放運動推進センターでは、平成29年5月9日に平成29年度第1回理事会を、同月30日に同評議員会を開催し、平成28年度の事業報告を行いました。その主な内容は次のとおりです。

Report

広報啓発活動



◎暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」「企業対象暴力の現状と対策」「行政対象暴力の現状と対策」「民暴相談のしおり」等各種広報資料を作成し、各自治体や賛助会員、又は地域・職域で開催される暴力追放大会や暴力団排除活動において配付し、県民の暴力団排除意識の啓発に努めました。

◎第25回暴力追放福岡県民大会の開催

平成28年11月22日、福岡市中央区の「アクロス福岡シンフォニーホール」において、県民約1,200名が参加し、「第25回暴力追放福岡県民大会」を開催しました。

第1部では、暴力追放活動功労者や暴力追放イメージポスター優秀者等の表彰を行った後、参加者全員が暴力団排除を力強く唱和しました。

第2部では、元目白大学教授・元科学警察研究職員内山絢子氏による「若者を惹きつける暴力団文化～若者はなぜ暴力団に加入するのか～」と題した特別講演が行われ、社会全体で若者を見守ることが、暴力団排除に繋がることを再認識させられた講演内容でした。



Report

暴力団排除組織への援助活動

各自治体及び民間組織への援助活動

当センター職員を派遣し、暴力団排除に関する講演及びDVDの上映等により指導・助言等の支援を行いました。

地域住民の暴力団排除活動

地域住民による暴力団排除活動に対し、活動費用、広報資料、資機材の提供等の援助を行いました。

事業所への暴力団排除指導

企業や事業所等を訪問し、暴力団に関する情報交換や暴力団排除活動についての指導・助言を行いました。

◎日常の相談活動

当センターに暴力追放相談委員が常駐し、面談して相談を受理し、また、電話、電子メールによる相談も受け付けています。

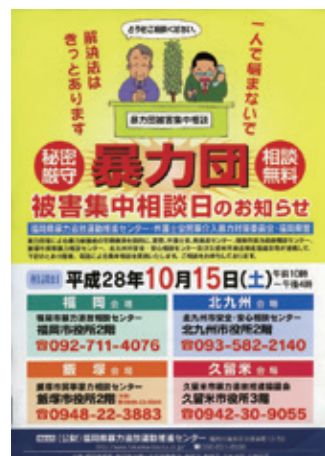
受理した相談は、相談者の要望により警察や弁護士へと引き継がれます。

平成28年度「相談受理状況」

相談内容	処理状況	受理件数	解決	他機関へ引継ぎ
暴対法9条各号の行為に係わる相談		32	28	4
縄張りに関わる禁止行為に関する相談		0	0	0
準暴力的要求行為の要求に係わる相談		0	0	0
勧誘・加入強要に係わる相談		0	0	0
離脱・就労等に係わる相談		28	28	0
暴力団事務所等に係わる相談		3	3	0
使用差止請求関係相談		1	1	0
民事訴訟に係わる相談		9	9	0
センター事業に関する相談		1538	1536	2
その他		34	34	0
合計		1645	1639	6

◎暴力団被害集中相談日

平成28年4月16日及び10月15日に、当センター、警察、弁護士会の三者共催による「暴力団被害集中相談」を福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市の4カ所で開催し、合計14件の相談を受理し対応しました。



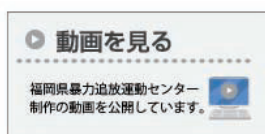
◎民暴特別相談日における相談活動

毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携を図り、相談を受理し対応しました。

暴力団離脱者の急増及び就労支援活動を推進するため、就労先である雇用事業者を募り運営管理するための「協賛企業規程」就労先を拡大し就労先の促進を図るための「離脱者雇用給付金等支給規程」離脱者による業務上の損害を保証した「身元保証制度規程」を制定し、暴力団の離脱援助から就労支援に大きく活動をシフトしています。

また、暴力団の就労支援を啓発するための動画を作成し、当センターホームページに掲載しています。

<http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>



暴力団からの離脱就労支援動画

県警少年課と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除するための広報資料「みんなで考えよう！少年非行・犯罪被害防止」を作成・配付しました。

また、第25回暴力追放福岡県民大会において「少年を暴力団に加入させない」ことをテーマとした講演を行いました。



県公安委員会委託事業である「不当要求防止責任者講習」を30回実施し、2,207事業者2,218名の方が受講しました。

この他、公務所や暴力団排除関係団体、事業所等を対象とした臨時の暴力団排除講習会を開催し、各事業所の窓口業務における暴力団排除の促進に努めました。

平成28年度 不当要求防止責任者講習 受講事業者

業 種	事業者数	合 計
電気・運輸	150	2,207
金融・保険	336	
建設・不動産	390	
製造・卸・小売	365	
旅館・サービス	514	
農林・漁業	42	
その他(公務所等)	410	

県内各警察署長から推薦を受け委嘱している53名の暴力監視員の方々に、暴力団に対する監視活動とその情報収集を行っていただき、地域の暴力団排除意識の高揚に努めていただいております。

平成29年2月17日に開催した「暴力監視員研修会」においても、監視員が知り得た身近な暴力団情報などについて、活発な意見や質疑がなされ、有意義な研修会となりました。



暴力監視員研修会

平成29年2月2日、法定の不当要求情報管理機関である(公財)モーターボート競争保安協会、(公財)競馬保安協会、日本証券業協会の関係者との連絡会議を開催し、暴力団排除に関する情報交換等を実施しました。



不当要求情報管理機関会議

暴力団事務所使用差止請求訴訟の実施

暴力団六代目山口組の分裂に伴い、平成28年1月9日、六代目山口組一道会本部事務所に火炎瓶を投てきされる事件が発生し、小学校の通学路変更や付近住民の人格権が侵害される状況となりました。

当センターは、県警察及び住民と協議を重ね、専門委員（民暴弁護士）も参加した検討委員会を開催し、その後、自治協議会を中心とした住民から委託書の受理を行い、住民の代理として訴訟の提起を行いました。

同訴訟は、全国で初めて裁判所より仮命令処分の決定がなされた訴訟であり、一道会は、10月に組事務所の解体工事を行い、同事務所が更地となったため、仮処分の申し立てを取り下げ、住民に訴訟の結果報告を行いました。

今後も県民と共に、暴力団事務所の撤去活動を推進して行きます。



検討委員会

撤去前



撤去後





Q インターネットで検索していると、たまたま「即金融」「信用調査不要」の文字が目に入り、そこにはすぐに融資を受けられるとの記載がありました。給料日前でお金に余裕がなかった私は、軽い気持ちで5万円融資の申し込みをしました。そこには利息のことは詳しく書いていませんでしたが、5万円であればそれほど高額にはならないだろうと思い、申込フォームに従い、自分の携帯電話番号、自宅住所、勤務先住所・連絡先、家族の勤務先住所なども記載してしまいました。

数日後、この悪質業者から私の銀行預金口座に個人名で3万5000円の入金がありました。入金後すぐに、悪質業者から電話連絡があり、10日後に利子も含めて、合計6万5000円を入金するよう言われました。私は納得がいかず、支払わなかったのですが、悪質業者は、私の勤務先に嫌がらせの電話をしてきたり、家族の勤務先に宅配ピザを大量に注文したりするなどの嫌がらせをしています。

悪質業者の言うとおりに6万5000円を支払わなければならないのでしょうか。

A スマートフォンの普及により、このようなインターネットを通じてのトラブルが増加しております。本事例では、本人の認識もなく、いつの間にか暴利のヤミ金から借り入れをしてしまっているのです。この場合は、まず、法律的に言えば、詐欺取消もしくは錯誤無効の主張も考えられます。しかし、本事例の実態はヤミ金からの借り入れだといえます。

本事例のように、10日で3割という利息は、利息制限法の制限利率を遙かに上回る暴利といえますから、ヤミ金の事例と同様に利息のみならず元金も返済する必要がないと考えられ、支払いを拒むことができると考えられます。

このようなサイトを使用しての詐欺まがいの融資行為は、組織的に行われていると考えられ、バックには反社会的勢力が存在する可能性が高いといえます。

Q 支払いを拒んだ場合、悪質業者からの嫌がらせが酷くならないでしょうか。嫌がらせが続くときはどうしたらよいでしょうか。

A 確かに、ご本人が支払いを拒んだときは、残念ながら嫌がらせが酷くなる可能性が高いといえます。特に、本事例のようにインターネットのサイトを通じての詐欺まがいの融資を行う悪質業者たちは、東京に在住するヤミ金である場合が多く、やりたい放題にするので、簡単に嫌がらせが止まらないのが現状です。

そこで、悪質業者とやりとりする前に専門家である弁護士などに相談されることをお勧めします。

ただ、弁護士に相談し、弁護士が悪質業者とやりとりしても、強気で全く交渉に応じない場合もあります。その場合は、弁護士が警察等関係機関に協力を求めながら事態の収束を図っていくことになります。

これに対し、悪質業者の言うがままに金銭を支払ったときは、悪質業者が本人に無断でまた入金してきて暴利を貪ろうとします。

それ故、悪質業者との関係を断ち切ることができないのです。

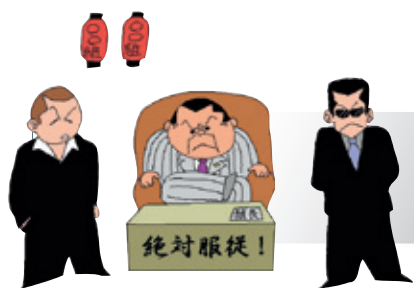
まず、悪質業者と関わらないことが一番ですが、知らずに借り入れを行った場合などは、できるだけ早く専門家に相談してください。

でないと、被害が拡大するばかりですから。



担当弁護士
いとしま法律事務所
岡部 史卓 弁護士

〒819-1314
福岡県糸島市志摩師吉709-37
TEL 092-332-9960
FAX 092-327-3110



全国の指定暴力団

(構成員数は、県外居住者を含む)

No.	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区 篠原本町 4-3-1	篠田 建市	1都 1道 2府 39県	約5,200人
2	稲川会	東京都港区 六本木 7-8-4	辛 炳圭	1都 1道 16県	約2,500人
3	住吉会	東京都港区 赤坂 6-4-21	西口 茂男	1都 1道 1府 15県	約3,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市 小倉北区神岳 1-1-12	野村 悟	3県	約420人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市 上地 2-14-17	富永 清	県内	約360人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川 筋上ノ口上る岩滝町 176-1	馬場 美次	1道 1府	約110人
7	五代目共政会	広島県広島市南区 南大河町 18-10	守屋 輯	県内	約180人
8	七代目合田一家	山口県下関市 竹崎町 3-13-6	金 教煥	3県	約90人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市 甲突町 9-24	平岡 喜榮	県内	約70人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市 笠岡 615-11	中岡 豊	2県	約90人
11	道仁会	福岡県久留米市 京町 247-6	小林 哲治	4県	約540人

No.	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
12	二代目親和会	香川県高松市 塩上町 2-14-4	吉良 博文	県内	約40人
13	双愛会	千葉県市原市 潤井戸 1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目俠道会	広島県尾道市 山波町 3025-1	渡邊 望	5県	約100人
15	太州会	福岡県田川市大字 弓削田 1314-1	日高 博	県内	約130人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市 西成区太子 1-3-17	吉村 三男	府内	約30人
17	極東会	東京都豊島区 西池袋 1-29-5	曹 圭化	1都 1道 12県	約590人
18	二代目東組	大阪府大阪市 西成区山王 1-11-8	滝本 博司	府内	約140人
19	松葉会	東京都台東区 西浅草 2-9-8	荻野 義朗	1都 1道 8県	約650人
20	三代目福博会	福岡県福岡市 博多区千代 5-18-15	金 寅純	3県	約150人
21	浪川会	福岡県大牟田市 上官町 2-4-2	朴 政浩	1都 5県	約240人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市 志筑 88-1	井上 邦雄	1都 1道 2府 32県	約2,600人

※本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成28年末のものを示している。
※平成28年末における全暴力団構成員数(18,100人)に占める指定暴力団構成員数(約17,400人)の比率は96.1%である。

平成28年12月末における福岡県の暴力団勢力

●組織数 約150組織 ●暴力団構成員等の概数

		暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
福岡県指定五団体	五代目工藤會	410(420)	-40(-50)	260(320)	-20(-20)	660(740)	-60(-70)	29.6%
	道 仁 会	300(540)	-30(-20)	160(390)	+30(-70)	460(930)	±0(-90)	20.5%
	太 州 会	130	-10	60	-20	190	-20	8.3%
	三代目福博会	130(150)	-20(-20)	90(120)	±0(-30)	220(260)	-20(-40)	9.6%
	浪 川 会	140(240)	±0(-10)	80(170)	-20(-30)	220(410)	-20(-40)	9.7%
	六代目山口組	210	±0	150	-20	360	-20	16.0%
	神戸山口組	70	—	40	—	100	—	4.6%
	そ の 他	10	±0	30	-10	30	-10	1.5%
合 計		1380	-100	860	-70	2240	-160	100%

※1.本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。
※2.()内は県外勢力を含んだ人数を表す。
※3.増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。
※4.「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。
※5.神戸山口組については、平成28年4月15日に指定暴力団に指定された。なお、前年12月末における同組の勢力については、「その他」で計上していた。
※6.「その他」の前年比については、神戸山口組の勢力数の増減を含まない。

地域・職域の暴排活動状況

平成29年上半期

福岡地区

●NEXCO西日本ファシリティーズ 暴排研修

平成29年1月6日

●那珂川町安全安心

まちづくり推進大会

平成29年1月22日

●暴力団離脱就労対策

連絡会議定例会

平成29年1月24日

●安全安心あさくら住民総決起大会

平成29年1月31日

●(株)荏原製作所 暴排研修

平成29年2月7日

●かんぽ生命 暴排研修

平成29年2月10日

●福岡県タクシー協会 暴追協議会

平成29年2月21日

●福岡県銀行協会 暴排研修

平成29年2月21日

●三軌建設(株) 暴排研修

平成29年3月24日

●博多祇園山笠

恵比寿流勉強会

平成29年4月9日

●早良・城南暴力団等排除推進協議会 総会

平成29年4月13日

●反社会的勢力対策セミナー

平成29年4月13日

●日本電機工業会 暴排研修

平成29年5月10日

●福岡県損害保険代理業防犯対策協議会

平成29年5月23日

●JA共済連福岡 暴排研修

平成29年5月26日

●西日本高速ファシリティーズ 不当要求防止講話

平成29年6月1日

●太宰府市暴力追放会議

平成29年6月2日

●福岡市暴力追放推進協議会 総会

平成29年6月6日

●福岡県証券警察連絡協議会

平成29年6月7日

●生命保険協会防犯対策協議会(福岡地区)

平成29年6月13日

●三菱電気システムサービス(株) 暴排研修

平成29年6月16日

●春日市地域安全市民のつどい・暴力追放決起会

平成29年6月25日



暴力団離脱就労対策連絡会議定例会



博多祇園山笠恵比寿流勉強会



筑後地区

●みやま・柳川暴追大会

平成29年1月21日

●損害保険防犯

連絡協議会

(筑後部会)

暴追協議会

平成29年2月3日

●暴力団追放!

地域決起会議

(筑後地区)

平成29年2月11日

●久留米市暴力団壊滅

市民総決起大会

平成29年6月1日

●暴力追放事業体等

浮羽地区協議会

平成29年6月8日

●生命保険協会防犯対策協議会(筑後地区)

平成29年6月15日



みやま・柳川暴追大会



久留米市暴力団壊滅市民総決起大会



北九州地区

●折尾自治区連合会

防犯部会 暴排研修

平成29年1月16日

●ゼンリン(株)

暴排研修

平成29年4月4日

●若松区暴力追放

推進協議会 総会

平成29年5月18日

●響灘地区地域環境対策会議

平成29年6月1日

●生命保険協会防犯対策協議会(北九州地区)

平成29年6月8日



折尾自治区連合会防犯部会 暴排研修

筑豊地区

●暴力団追放

地域決起会議

(筑豊地区)

平成29年5月15日



暴力団追放地域決起会議

お知らせコーナー

第26回 暴力追放福岡県民大会 開催日程等案内

平成29年度「第26回暴力追放福岡県民大会」を下記の
とおり開催いたします。多数のご参加をお待ちしています。

- 開催日時 平成29年11月16日(木)午後2時から午後4時まで
- 開催場所 北九州市小倉北区室町1-1-11
北九州芸術劇場「大ホール」
- 主 催 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 共 催 福岡県警察・北九州市



大会次第

- ・第1部 式典(暴力追放運動功労者表彰等)
- ・第2部 特別講演

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」 をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。

暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

受講の手續き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーが無料で受領できます。
- 責任者の社内教育によって、暴排意識が高揚し会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576)
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団等に関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。

暴力団等から不当な要求や嫌がらせがあったら、

迷わず、恐れず、お気軽に

ご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
午後1時30分～午後4時
 - 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
 - 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
TEL092-651-8938
- メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)

平成29年	7月	5日	19日	12月	6日	20日
	8月	2日		平成30年1月	17日	
	9月	6日	20日	2月	7日	21日
	10月	4日	18日	3月	7日	
	11月	1日	15日			

暴力団排除 DVD の紹介

暴力団排除 入札妨害・就労支援

《第1話》

「入札妨害」(23分)

暴対法9条第25号の禁止行為
「人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマを通じて解説し、当該暴力団員の離脱支援へと展開…。



《第2話》

「就労支援」(17分)

アルバイトの勤勉な青年は暴力団員だった。会社に牙をむくも、妻と幼い子を思い葛藤する姿に、社長は奔走する。関係機関とも連携し、暴力団離脱、そして就労へと…。

《第3話》

「離脱者受入れ事業主インタビュー」(6分)

この他にも、当暴追センターには暴力団排除の研修用DVDがあります。暴排団体、企業や学校などに対し、無料貸し出しを行っておりますので、企業研修、会議、講習、職員研修及び学校での教養等にご利用下さい。

暴力団追放「三ない運動」^{ワン}₊₁の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしゃぶられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見るとトコトン食らい付き離れません。



暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」とみんなであ決姿勢を持つことです。



暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には、暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。



暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。



暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。



暴力追放運動推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 5 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
- 8 地域住民等に代わり、暴力団組事務所の使用差止訴訟を行う活動

賛助会員を
募集して
います



平成29年度から、賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催します。多くの皆様のご入会をお待ちしています。

入会手続

詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。
「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体～103万円、個人～105千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典

会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関誌「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



表紙:神社・仏閣シリーズ
全国総本宮 水天宮

久留米にある水天宮は、全国の水天宮の総本宮です。

壇ノ浦の戦いで命を落とした安徳天皇

の母である高倉平中宮に使っていた女官按察使局伊勢が、安徳天皇そして合戦で滅亡した平家の霊を弔うため、水天宮を祀ったのが始まりと言われ、子授けや安産の神様としても知られています。

水天宮の御祭神である安徳天皇は、壇の浦の戦いで祖母の尼に抱かれ「海の中にはどの様な都があるぞ」と問われながら渦潮の中に消えられました。源平両軍の兵士たちはこの幸うすい安徳天皇のいたましい御幸を見て舷を鳴らし軍鼓をたたき冥福を祈りこれを送りました。この縁起は寛文年間以来、伝統行事『水天宮船太鼓』として続き、今日では子供達の連体感を培う子供太鼓として残っています。

お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>